

トラブルフットケアマスター登録規約

株式会社 F i n t（以下、当社という）は、当社が有する「巻き爪・変形爪を補正し、健康な爪を再生するための施術（以下、爪補正施術）を中心としたトラブルネイルケア全般(ハンド含む)、フットケアのノウハウ」を普及させるとともに、その技法の品質保持及び向上を図るため、トラブルフットケアマスター登録制度を運用することとし、その内容について以下の通り規約を定める。

（対象となる技能習得者）

第1条 本制度の登録対象となる者は、当社が認定した講師により実施されるトラブルフットケアマスター認定セミナー（以下、認定セミナーという）を修了し、当社からディプロマを発行された者とする。

（登録方法）

第2条 認定セミナーを修了し、ディプロマを発行された者は、所定の登録手続きを行い1年分の登録料を支払うことで、トラブルフットケアマスターとして新規登録される。当社は、新規登録者に最大2年間の登録資格を付与する。

- 2 前項の新規登録者は、2年間の登録期間が終了する前に、次項に規定する更新手続きを行うことで登録を更新することができる。
- 3 マスター登録の有効期間は1年間とし、更新を希望する者は、当社が定める登録更新期間（毎年12月）に所定の更新手続きを行い、登録料を支払うことで、1年単位で登録を更新することができる。
- 4 本条に規定する登録はベーシックとプロGRESSの2タイプを任意に選択することができ、1年分の各登録料は、ベーシックが5,500円（税込）、プロGRESSが16500円（税込）とする。

（登録時の届出事項）

第3条 前条に従い登録を受ける者は、以下の事項を当社に届け出なければならない。

＜登録時届出事項＞

氏名 及び ビジネスネーム・住所・電話番号・メールアドレス

ディプロマ発行番号

爪補正施術を提供する店舗及び所在地

同店舗で行う兼業業務

- 2 登録を受けた者（以下、マスター登録者という）は、前項の届出内容に変更があった場合、速やかにその内容を当社に通知しなければならない。
- 3 マスター登録者は、当社との連絡を滞りなく行うために、当社が求める方法で、LINE, SNS, メールなどを利用した連絡手段を確保しなければならない。

（マスター登録者に付与する権限）

第4条 当社は、マスター登録者（ベーシック）に対して、当社の講習により習得した爪補正のノウハウに基づく施術サービスを、公衆に向けて提供することを許諾するとともに、

以下の特典を付与する。

- 1 当社がマスター登録者を対象として発信するフットケアに関する情報を受けることができる。
- 2 セミナー終了時から6か月のスタートアップ期間に限り、受講した講師から実務におけるサポートを受けることができる。
- 3 当社が、フットケアを普及させるために作成する印刷物などを利用して広告を行うことができる。
- 4 今後当社が契約した販促品などがある場合はそれを利用者に紹介できる。

2 当社は、マスター登録者（プロGRESS）に対して、前項の特典に加えて、以下の特典を付与する。

- 1 在籍する店舗を認定優良サロンとして当社が交付するアクリルプレートを提示できる。
- 2 Google マップ、Instagram等のサイトで「認定優良サロン」として表示する。
- 3 コミュニティー（勉強会・交流イベント等）へ参加することができる。
- 4 当社が行う販促イベントへの参加ができる。
- 5 認定講師セミナーを受講（面談選考有り）することができる。

（営業表示）

第5条 マスター登録者は、前条の規定により爪補正の施術サービスを提供するにあたり、甲が指定する営業表示（下記の登録商標及びその他のサービスマーク等）を、当社が別途定める指針に従って、適切に表示することとする。ただし、正当な理由があり、表示が困難な場合は、当社との協議により対応を決定する。



（図1）

トラブルフットケアマスター 商標登録 第 6356397 号
ロゴマーク （図1） 商標登録 第 6891429 号

（技能チェックの受検）

第6条 マスター登録者は、施術技能品質の維持及び向上を目的として、当社が指定する者による施術技能等のチェック（以下、技能チェックという）を2年に1回以上の受検を推奨する。

- 2 ご自身で技術が不安になった場合は実施講師のアフターフォローセミナーへ参加を推

奨する。

- 3 前項の技能チェックは、講師の定める方式、場所、日程で行うこととする。

(指定商材の購入)

- 第7条 当社は、マスター登録者の便宜を図るため、フットケアにおいて使用する各種物品を販売する専用サイト等の手段を用意し、マスター登録者に提供する。
- 2 前項の販売物品のうち下記の指定品目については、必ず当社が販売する物品を購入し使用することとし、類似代替品を使用してはならない。

＜指定品目＞

リケアオイル (当社監修トラブルフットケアマスター専用オイル)

- 3 マスター登録者による指定品目の購入量が、通常の使用量に比べて大きく差異があるときには、甲は乙に対して状況の聞き取りを行い、必要な助言又は指導を行うことができる。

(著作物の取り扱い)

- 第8条 マスター登録者は、認定セミナー受講時に当社から貸与されたテキスト及び当社から情報提供又は販促のために提供された印刷物等において表現されている著作物を、無断で複製その他の方法で使用してはならない。
- 2 前項の著作物の取り扱いについては、マスター登録終了後も同様とする。

(営業秘密情報の取り扱い)

- 第9条 マスター登録者は、認定セミナー受講時に当社から貸与されたテキストに記載されている情報及び同セミナーにおいて講義を受けた情報並びにマスター登録者限定情報として当社から教示される情報が、当社の管理する営業秘密であることを認識し、外部への漏洩がないよう十分の注意を払う義務を負うことを確認する。
- 2 マスター登録者は、前項の営業秘密情報について、マスター登録の期間中及び登録終了後のいかなる場合も、実施店舗での業務を離れて目的外に使用又は開示することが無いことを誓約する。

(登録の終了)

- 第10条 マスター登録の削除を希望する者は、その1か月以上前に当社に書面又はメールによって申し出ることによって、登録を終了することができる。
- 2 前項の申し出により若しくは第6条又は第11条の規定により、当社がマスター登録を削除したとき、対象者は速やかに以下の措置を取らなければならない。
 - ① 認定セミナー受講時に、当社から貸与を受けたテキスト及びマスター登録者限定情報として当社から提供した営業秘密情報が記録された媒体等を返還し、情報を削除すること
 - ② 第5条に基づく営業表示の撤去・削除を行うこと
 - 3 マスター登録の削除日が、登録期間の途中となった場合でも、該当する年のマスター登録料の免除・返還又は減額は行わない。

(契約解除)

第11条 当社は、マスター登録者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、何らの事前の通知・催告を要することなく、直ちに本契約を解除しマスター登録を削除することができる。

- ① 年毎の登録料の支払いを遅延したとき
 - ② 銀行取引停止処分を受けたとき
 - ③ 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - ④ 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、又は競売の申立てを受けたとき
 - ⑤ 破産、民事再生、会社更生手続等の開始の申立てをなし又はこれらの申立てを受けたとき
 - ⑥ 監督官庁から営業取消し、営業停止等の処分を受けたとき
 - ⑦ 財産状態が悪化し、又は悪化すると認められる相当の事由があるとき
 - ⑧ 役員若しくは実質的な経営権を有する者が、暴力団、暴力団関係者その他の反社会的勢力であるとき、又はあったと判明したとき
 - ⑨ 背信行為と認めるに足る特段の事情がある等、その他本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき
- 2 当社は、マスター登録者において、本規約に対する違反の疑いがある場合又はマスター登録を継続することが困難な事情があると判断される場合には、相当期間を定めて是正を催告することとし、催告後も是正されないときは本契約を解除しマスター登録を削除することができる。

(違反に対する措置)

- 第12条 マスター登録者又はマスター登録者であった者が、第8条各項、第9条第2項又は第10条第2項のいずれかの規定に違反した場合、違反者は当社に対し、違約金として120万円を支払う義務を負う。但しその違反行為による当社の損害が違約金を超過する場合、当社はその差額を損害賠償として請求できるものとする。
- 2 前項の措置に加えて、当社は上記違反者に対し、その違反行為に応じて、著作権法、第119条、商標法第78条又は不正競争防止法21条に基づく刑事告訴（10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、併科あり）を行うものとする。

(規約の改訂)

- 第13条 当社は、必要と認めた場合、本規約を変更することができる。
- 2 当社が本規約を変更する場合、当該変更の効力発生日の2週間前までに、変更後の本規約の内容及び効力発生日を適切な方法でマスター登録者に通知することとする。
- 3 マスター登録者が、前項の通知後に、第2条第3項に規定する登録更新の手続きを行った場合は、通知された規約の変更に同意したものとみなす。

(定めのない事項)

第14条 本規約に規定のない事項は、当社が定めることによって決定する。

(準拠法及び管轄裁判所)

第15条 本規約の準拠法は、日本法とする。

2 本規約に起因して生じる一切の紛争については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2024年 6月 1日 作成

2025年 10月 10日 最終改訂

東京都台東区浅草橋1-31-

株式会社F i n t

代表取締役 黒田 恵美

